

令和8年度鶴丸高等学校学校施設開放事業について

1 体育施設開放事業の目的

県民総スポーツの普及発展とその日常化を図り、県民が健康で文化的な生活を営むために、学校教育に支障のない範囲において、鹿児島県立高等学校の体育施設を県民の利用に供すること（以下「体育施設等開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 体育施設等利用者

体育施設等を利用できるものは、スポーツ・レクリエーション活動を目的とする団体で、体育施設等開放校に登録されているもの（以下「登録団体」という。）とする。

3 利用施設等及び運動種目

体育施設等開放において利用できる体育施設及び運動種目は、学校の実情に応じて、校長が定めたものとする。令和7年度は、屋内運動場でバスケットボール、バドミントン競技が行われた。

4 体育施設の開放日等及び開放時間

校長が、学校の実情（行事等）に応じて、体育施設を開放する日（毎週月曜日から木曜日とし、金曜、土曜、日曜、祝日は開放を行わない。）を定め、別途体育施設開放事業説明会（以下「開放事業説明会」という。）に示す。

また、開放時間については、午後7時30分から午後9時30分までの2時間（清掃片付けを含む）とする。体育施設開放期間は、5月から翌年の2月までとする。

5 登録団体の責任者、管理指導員

登録団体の代表者を責任者とする。責任者は、管理指導員を任命し、鍵の受け渡し、施設の解錠及び施錠をする。また、施設及び用具等の管理については、管理指導員が責任を負う。

6 体育施設解放登録団体の決定

申込みを希望する団体及び責任者は、鶴丸高等学校事務室へ登録団体申込みを行う。ただし、希望曜日等が重複する場合は、抽選により登録団体を決定する場合がある。

7 開放事業説明会

登録団体に対して、3月下旬頃体育施設等開放上の諸注意等の説明会を行う予定である。

8 申込み及び問い合わせ

下記連絡先へ、令和8年2月9日から令和8年2月27日までに連絡するものとする。

連絡先 鹿児島県立鶴丸高等学校事務室 担当（日高）

Tel（099）251-7387